

妊婦支援給付金申請にあたっての「よくあるお問い合わせと回答」

No.	お問い合わせ	回答
1	妊婦支援給付金の申請をしました。支払いまでどのくらいかかりますか？	・申請から支払いまで、3か月程度お時間をいただいております。
2	申請・審査状況はどうなっていますか。	・申請から支払いまで、3か月程度お時間をいただいております。 ・不備等があれば、オンライン申請の場合は申請いただいたシステムを通じて差戻しをしていますので、ご確認ください。紙申請の場合は、こちらからご連絡しています。
3	2回目の給付金の申請方法を教えてください。	・出産予定日から8週間前の日以降で申請ができます。 ・オンライン申請で申請する場合は、 <u>こちらの申請フォーム</u> からご申請ください。 ・紙申請の場合は、 <u>こちらのページ</u> をご確認ください。
4	給付金の申請をしようとしていますが、近々、大阪市外に住所を変更する予定です。この場合、大阪市役所もしくは住所変更先の役所のどちらで手続きした方がよいですか？	・3か月以内に住所を変更する場合は、住所変更後の役所での申請をお勧めしています。 (大阪市内に申請をすることも可能ですが、申請内容に不備があった場合は改めて住所変更後の役所にご申請いただく必要があります。)
5	行政オンラインシステムのログインの方法が分かりません。	・大阪市行政オンラインシステムの <u>ホームページ</u> の右上段の「ログイン」という表示からログインできます。 ・過去に行政オンラインシステムを利用したことがなく、初めて利用する場合は右上段の「新規登録」から登録してください。
6	口座の名義は旧姓のままですが、申請できますか？	・旧姓の口座で振り込みは可能です。 ・ただし、お振込みまでに3か月程度お時間をいただいておりますので、申請後に名義変更される場合は大阪市妊婦支援給付金コールセンター（06-7712-2830）に電話してください。
7	妊婦本人の口座がありません。	・妊婦支援給付金は「妊婦」が受給できますので、妊婦本人の金融機関口座を作成してください。 ・なお、金融機関口座の作成が難しい場合は、大阪市こども青少年局子育て支援部管理課 妊婦のための支援給付事業担当（06-6208-9966）に電話してください。
8	大阪市以外で母子手帳を受取り、転入してきましたが、申請できますか？	・大阪市外で妊娠届出をされて、母子健康手帳を受け取られた方も申請ができます。申請にあたっては、個人番号（マイナンバー）が必要となります。 ・オンライン申請をされる場合は、マイナンバーカードをご用意のうえ、申請してください。また、マイナンバーカードをお持ちでない方は、紙申請にて通知カードのコピーを添付のうえ、申請してください。
9	海外で里帰り出産をしました。その場合でも、給付金の申請はできますか？	・令和7年4月1日以降で、妊娠期間中に日本に住所があれば申請ができます。 ・また、申請先は現住所地になりますので、申請時点で大阪市内に住所があることが条件になります。